

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 9 月 21 日 (金) 第3453号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 3
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (消防保安課取扱い) 4

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表 (監査委員事務局取扱い) 4

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 5

警 察 本 部 告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報情報の廃止 (警務課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第905号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成30年 9 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25307	平成30年 9月14日	雑 誌	花恋 9月号 02601-9	日本文芸社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25308			絶対恋愛Sweet 9月号 15557-09	笠倉出版社		
25309			p e t i t R o s e Vol.34 18328-10	秋水社		
25310			B O Y ' S ピアス 9月号 08185-09	ジュネット		

鹿児島県告示第906号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年9月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市加世田内山田字市来6459番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年9月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志有明線	志布志市有明町野神字廣迫2986番10地先から同市有明町野神字水道2697番15地先まで	前後	6.2～13.1 11.5～26.6	1,855.0 1,855.0

鹿児島県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年9月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志有明線	志布志市有明町野神字廣迫2986番10地先から同市有明町野神字廣迫2941番2地先	平成30年9月21日

南薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年9月21日

南薩地域振興局長 五田嘉博

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

地域生活支援センターふう	南さつま市加世田高橋1935番地164	特定非営利活動法人ふう	南さつま市加世田地頭所709番地21	睦元 健一	平成30年7月1日	短期入所
--------------	---------------------	-------------	--------------------	-------	-----------	------

北薩地域振興局告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年9月21日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きつず・もあ	出水市中央町282番地	株式会社桃和	出水市下鯖町2141番地	百澤 和広	平成30年5月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年9月21日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハケアネクサスあいら	始良市東餅田336番イオンタウン始良東街区1階	リハケアネクサス株式会社	始良市東餅田1442番地1	野田 祐司	平成30年7月20日	児童発達支援・放課後等デイサービス
リハケアウイングあいら	始良市東餅田1442番地1	リハケアウイング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	野田 秀明	平成30年8月30日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年9月21日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハケアネクサスあいら	始良市東餅田336番イオンタウン始良東街区1階	リハケアネクサス株式会社	始良市東餅田1442番地1	野田 祐司	平成30年7月20日	自立訓練（機能訓練）
リハケアウイングあいら	始良市東餅田1442番地1	リハケアウイング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	野田 秀明	平成30年8月30日	生活介護

大隅地域振興局告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年 9 月 21 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
カイロス	肝属郡肝付町後田5501番地	社会福祉法人天上会	肝属郡肝付町後田5501番地	前田 智史	平成30年 9月30日	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援
大楠屋	肝属郡肝付町新富226番地4	株式会社チェンジ	肝属郡肝付町新富226番地4	高田 一広	平成30年 10月5日	就労継続支援B型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年 9 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
消防・防災用ヘリコプター運航管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県危機管理局消防保安課消防係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 7 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
鹿児島国際航空株式会社
鹿児島市山下町9番5号
- 5 落札金額
108,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年 6 月 15 日

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年 9 月 21 日

鹿児島県監査委員 長野 信弘
同 大藪 豊
同 田之上耕三
同 桃木野幸一

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年9月21日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成30年11月12日（月）から同月16日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
平成30年11月15日（木）及び同月16日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの
ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「2号」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの
ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）
- (1) 新規取得講習
25人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- (2) 追加取得講習
5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
平成30年10月1日（月）から同月5日（金）まで
- イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住する者等
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通
講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 新規取得講習
- (ア) 4の(1)のアに該当する者
- a 2号に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- b 履歴書 1通
- (イ) 4の(1)のイに該当する者
2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(1)のウに該当する者
- a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4の(1)のエに該当する者
2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4の(1)のオに該当する者
- a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 4の(2)のアに該当する者
- a 警備業務従事証明書 1通
- b 履歴書 1通
- c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (イ) 4の(2)のイに該当する者

- a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
38,000円
 - イ 追加取得講習
14,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490

警察本部告示

鹿児島県警察本部告示第3号

平成30年5月18日鹿児島県警察本部告示第2号（簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報）は、平成30年9月21日限り廃止する。

平成30年9月21日

鹿児島県警察本部長 大塚尚